

請願第 2 号

「NHK 放送受信料の時効は5年と放送法等に規定することを求める意見書」の提出を求める請願書

- 1 受理年月日 令和3年2月5日
- 2 請願者 千葉県市川市大洲4-7-4 パークサイド大洲101号
佐直 友樹
- 3 紹介議員 くぼた 学
- 4 請願の要旨

「NHK放送受信料の時効は5年と放送法等に規定することを求める意見書」を地方自治法第99条に基づき、立川市議会として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣に提出することを求める。

5 請願の理由

平成26年9月5日、最高裁判所第二小法廷において、NHK放送受信料債権は、旧民法第169条の「年又はこれより短い時期によって定めた金銭の給付を目的とする債権」(定期給付債権)に当たり、消滅時効は5年と解すべきであると判示した。受信料債権に旧民法第169条(消滅時効5年)が適用された背景には、特別法である放送法等に消滅時効の規定が存在しないため、一般法である民法が準用されたのである。また令和2年4月1日より施行された改正後の民法において、一般債権の消滅時効期間は原則として5年(主観的起算点)と定められた(新民法第166条)。

しかしながら、その後現在に至るまで、国会では特別法である放送法等に消滅時効の規定を設けようとする動きは見当たらない。民法上の時効は、債務者(国民)が債権者(NHK)に対し時効の援用をしなければ、5年という時効の利益を受けることができない。また、NHKが債務者(国民)に対して5年以上の請求をすることを禁じていない。実際、NHKは、最高裁判所の判決が出た後も、受信料の時効が5年であることを積極的に公表せず、5年以上放送受信料を滞納している債務者に対し、5年以上の請求を続けている。一方で、国税の消滅時効は、特別法である国税通則法第72条に、地方税の消滅時効は、地方税法第18条に規定されている。さらに、地方公共団体の金銭債権の消滅時効は、地方自治法第236条に5年と定められている。多種税金と受信料の消滅時効5年の相違は、債務者(国民)が事項の援用をしなくとも、5年という時効の利益を受けることができること、債権者(国や地方公共団体)が、債務者(国民)に対して5年以上の請求をすることができないことで

ある（督促などで時効が更新している場合は除く）。

ところで、放送法第 64 条では、受信設備の設置者には受信契約の締結が義務付けられている。同様に下水道法第 10 条では、下水の排水設備等の設置が義務付けられている。契約等の義務が特別法により国民に課せられているという点で、NHK 放送受信料は下水道等の公債権と同じ性質を有すると言える。従って、消滅時効期間が経過した場合、債務者による時効の援用を待たずに直ちに債権消滅という結果が発生する旨を明文化すべきである。

しかしながら、特別法である放送法に上述した法令に定められているような受信料債権の消滅時効の規定が存在しない。そもそも時効とは、①長時間継続した事実状態を維持することが、法律関係の安定のために必要であること、②権利の上に眠っている者は、法の保護に値しないこと、③あまりに古い過去の事実について立証することは困難であることに鑑み、その立証に代えて、一定事実の一定期間の継続の立証をもって、義務の不存在の主張をなすことを許す必要があることが趣旨を要し、時効制度は上記 3 つの根拠から多元的に正当化されるものと理解されている。それによって、国民が「消滅時効の援用」という極めて専門的な法知識があるか無いかの差で、受信料の消滅時効の完成による利益を受けることができる国民と、利益を受けることができない国民が生まれ、国民の間に不公平感が生じている。公共放送という性質からも国民に平等に徴収すべきである NHK 放送受信料は、消滅時効において国民の法知識の差に関わらず平等にその権利が行使されるべきものである。よって、国会及び政府においては、放送法等に NHK 放送受信料債権の消滅時効を規定するよう、立川市議会として、私たち国民の生命・財産を守るための前向きな取り組みとして、意見書の提出を強く要望する。